当面の議題 第3回ver.

令和3年1月 **林野庁**

第2回検討委員会のポイント ~議論の進め方~

森林経営管理法の特例措置を活用していくにあたり、

- ① 所有者不明であることを特別扱いするというものではなく(所有者が確知されている森林から特段の差異を設けるものではなく)、
- ② 経営管理権集積計画を定めることが必要かという観点に立ち、
- ③ 各々の森林の状態に応じた最適な経営管理を行うという方向で議論する

そのため、

- ① 切捨て間伐が想定されるような森林管理を前提として議論をしていく ものではなく、
- ② 搬出間伐による木材生産も含め、林業経営も議論の射程とし、市町村にバランスのよい判断の視点を提供する

市町村に活用してもらえるガイドラインとなるよう各論を深めていくとともに、

- 議論が煮詰まらないところをQ・A集としてとりまとめることや、
- ② 具体的な事例を紹介 するということも考える



当面(今回~令和3年前半まで)の議題

「対象とすべき森林」の判断材料

- 通常も特例措置の場合も変わらず「健全な森林に育成する」という方向性の下で議論する
 - ① 対象となり得る森林が広範に及ぶ一方で、「**何を優先すべきか**」を整理した上で、
 - ② 「優先して経営管理すべき森林」として具体的な指標を置きたい
 - ③ その際、市町村が判断しやすく、また、対外的にも説明しやすい指標とは何かを考える
- ①~③をもとに、市町村が「ここなら使える」と判断できる材料としたい

「経営管理の方向性」の判断材料

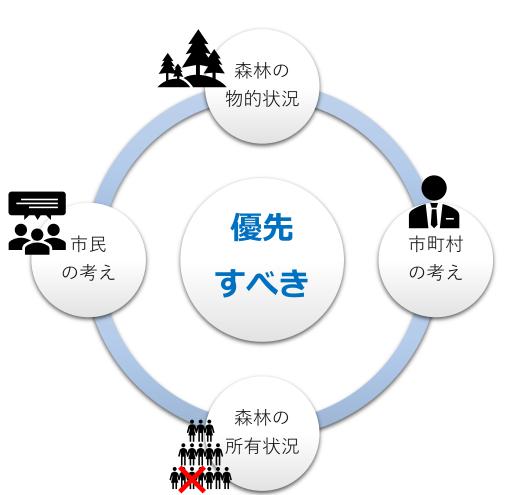
- 各々の森林に応じた「経営管理を柔軟に選択していく」という方向性の下で議論する
 - ① 市町村の裁量で選択していく上で、「**合理的な(合理的ではない)判断とは何か**」を整理 した上で、
 - ② 合理的な判断であると裏付ける具体的な指標を置きたい
 - ③ さらに、合理的でないとされる場合の具体事例を整理したい
- ①~③をもとに、市町村が「安心して使える」と判断できる材料としたい



「対象とすべき森林」の判断材料



- ▶「優先して経営管理すべき森林」と言っても、森林の物的な状況以外のことも考えるべきと考えます。
- 例示してみましたが、「例示の加除」、「例示の優劣」についてご意見をください。





- ①間伐など必要な管理がされておらず、過密状態
- ②下草が生えておらず、地表がむき出し
- ③傾斜が急、地表に水が流れている
- ④地形や地質が悪い、過去に災害が起きている



- ①住民の安全・安心(災害防止、水源涵養、快適環境)
- ②説明責任(PR効果、費用対効果の考慮)
- ③産業の振興等(林業経営の効率化、里地里山の保全)
- ④事務効率 (できるところから進める等)



- ①共有者が分かる(探索や合意形成がしやすい)
 - √ 持分の過半の所有者が分かり<u>、同意が得られる</u>
 - ✓反対する所有者がいない
- ②所有者全員が不明(所有者本人による管理が確実に 期待できない)
- ③周りの所有者が分かる



- ①集落を保全してほしい
- ②生活基盤 (インフラ等) を保全してほしい
- ③自分の森林(不明者のいる共有林)を何とかしたい
- ④自分の事業基盤を対象としてほしい

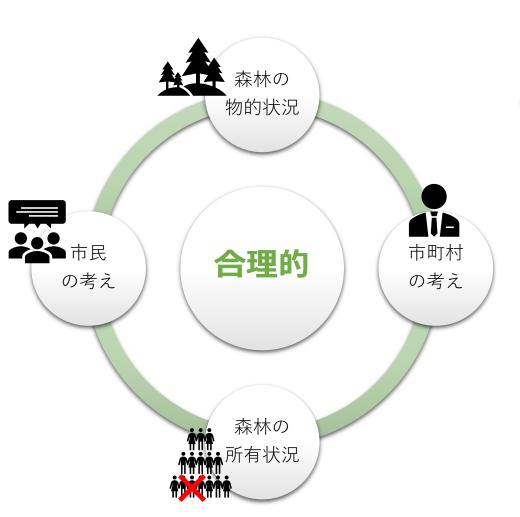


「経営管理の方向性」の判断材料



●「合理的な判断をする」と言っても、森林の物的な状況以外のことも考えるべきと考えます。

● 例示してみましたが、「例示の加除」、「例示の優劣」についてご意見をください。





- ①伐った木を残すべきでない(地形や立地の考慮等)
- ②価値のある木も伐らないと管理としては不十分
- ③価値があるので伐った木を売りたい(残すのは損)
- ④列状間伐では不十分あるいはリスクがある
- ⑤長期にわたって管理しないと不十分



- ①取り組みやすいところがいい(速やかに対応できる)
- ②コストを抑えたい、費用対効果を意識したい
 - ✓切捨間伐、列状間伐のほうが安上がり
 - ✓林業経営に乗せれば、市町村の費用負担は少ない
 - ✓費用をかけるなら、最優先箇所から取り組みたい



- ①共有者の意向に沿う
 - ✓持分の過半の所有者が分かるところは柔軟に
 - √持分の過半に足らない場合は慎重に
 - ✓反対する所有者がいたら対応を一旦保留
- ②所有者全員が不明だからこそ取り組む



- ①住民のニーズに沿う
- ②住民の協力・理解を得る
- ③事業者のニーズに沿う

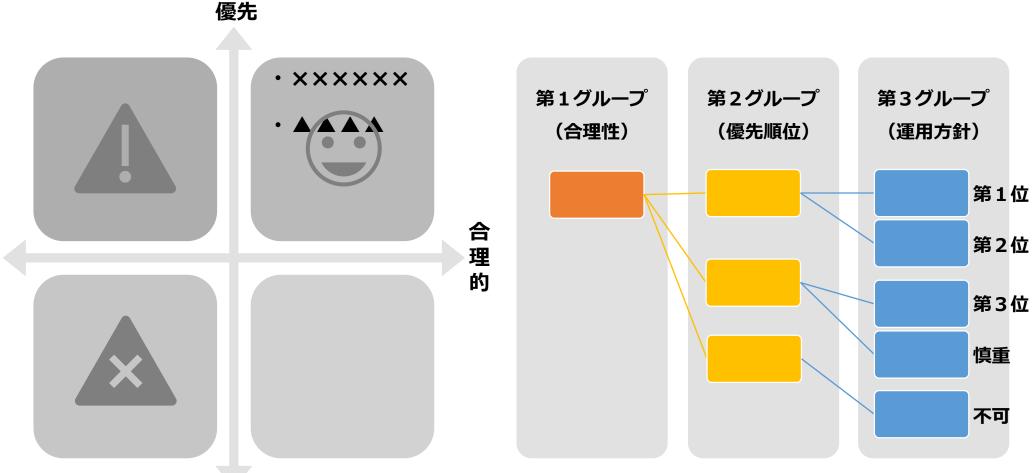
第三者や利害関係者の 意見を聴く



判断材料の総合考量



● 優先順位や合理性の最終的な判断は市町村が行うものであるものの、市町村の見解整理の 参考となるようマトリクス表やフロー図をイメージとして、検討委員会でも見解を整理 できないか





各論① 「対象とすべき森林」 ~森林の物的状況から~



- 過密状態を評価する指標は何がよいか、また、所有者不明であることを理由に数値指標を 通常の場合より厳しくする必要はないと考えるがどうか
- 下層植生や地表の状況など目視的指標も取り入れたいがどうか
- 傾斜や地質など地形的要因や過去の災害の発生状況、法指定等の状況を勘案するのはどうか

過密状態

- ■樹冠長率 ②÷①
- 40%以下を一つの目安 として提示することで どうか
- ■形状比 ①÷③
- **80**<u>以上</u>を一つの目安 <u>として提示する</u>こと でどうか

■<u>立木密度</u>

 相対幹距比の汎用性、市町 村の負担を踏まえ、施業体 系図、収穫予想表等から林 齢毎の成立本数の妥当性を 評価する程度の指標でどう か

目視的指標

■下層植生

- 有り・無しなど、定性的な 観点でよいか
- 定量的(被植率)や種類 (ササ、シダ等)の評価、 造林樹種ごとの整理をどこ まで行うか

■地表

落葉落枝(A0)層の流出、 細根の露出を一つの目安と してよいか





地形的要因

■傾斜

- 30~35度を一つの目安としつつ、地域の災害発生の状況などから地域毎に目安を置くことでどうか
- ■地形・地質
- 国土地理院の10m-DEM程度でも微地形表現図を確認することでどうか
- 地質は**地質図**(文献)を調査することでよいか

■その他

• 土壌調査や落石発生源の 有無などの詳細な現地 調査は**不要**としてよいか

過去の災害・法指定

- 法指定の状況や過去の災害の履歴、地質などは「山地 災害危険地区調査」において行われていることが多いことから、まずは当該データを活用することとしてよいか
- ・保安林等の法制限の状況を 踏まえ、対象としての優先順 位を上げるべきか
- ・ <u>市町村森林整備計画のゾーニングを具体化(地形や地質、法指定の状況等を事前に整理すること等)で優先</u>順位付けに資さないか
- どのような地形的要素を考慮するか
- どのような地質的要素を考慮するか
- 市町村森林整備計画で位置づけると よい事前情報は何か

追加 検討

樹種や林 | 齢の違い | の考慮 |

- 樹種や林 ・ 高齢級林分では、立木間隔の空きすぎに注意
 - 若齢林(20~40年生)で下層植生の消失が顕著、ヒノキ林で顕著
 - どのタイミングで現地調査を行うか

・若齢林(~20年生)で土砂崩壊のリスクが高い◆治山事業(都道府県)との役割分担

各論② 「対象とすべき森林」 ~市町村、市民の考えから~



- 土砂災害や水害から住民、生活基盤を保全することを<u>第一の検討事項</u>とすることでよいか
- 水源の<u>貯留</u>や快適環境の形成など、所有者不明森林に限らず、周囲一帯の森林として機能が 発揮されるものについて<u>も、積極的に対応することでよいか</u>
- 林業の振興や里山の整備を通じた間接的な農業の振興など、産業振興について、優先順位 をどのように考えるか
- 不明者と共有状態となっている森林所有者のために特例を使うという考えはあり得るのか
- 市町村として事務効率を考えて優先順位を付けることを<u>どこまで可能とするか</u>

局所的課題 (土砂災害の防止等)

■災害の規模

- 招く災害の規模に関わらず 対応するということしたい
- 災害の規模に応じて優先順 位を考慮すべきか

■被害の種類

住家の倒壊、インフラの寸 断、田畑への土砂流入など、 被害の種類で優先順位を付 けることは可能か

広域的課題 (水源の貯留、洪水防止等)

- 所有者不明森林単体によって機能発揮に直ちに影響がない広域的な課題に対しても、**積極的に関与**することも<u>可能であることを前提と</u>したい
- 局所的課題が常に優先され、 広域的課題が常に劣後する という整理はしないことで よいか

• 災害発生の蓋然性に関わらず関与することを前提としつ つも、市町村はどの程度のアンテナで「**災害が起こるか** もしれない」と認識すべきか

• 例えば、森林の**物的状況から優先順位を付けつつ対応する**ことで差し支えないと言えるか

産業振興等

- 一義的な目的を林業振興と することも<u>可能であること</u> を前提としたい
- ・森林管理の適正化を第一義 と説明できることを前提に、 法の目的外である農業振興 や地域振興も射程に入れる ことでよいか
- 周囲との一体的な施業の実施のために留まるのか
- 所有者不明森林自身における木材生産もあり得るのか
- 産業振興の観点から活用できるとしても、公益目的と比べ、順位を下げると整理するか

共有者のため

•明確な意思をもつ一部の共 有者がいることをもって優 先順位を上げるという判断 は可能か

事務効率

- 事務効率も踏まえ、市町村が やれるところからやるという優先順位の付け方もあってよいとしてはどうか
- どこまでを考慮事項とする か



各論③ 「対象とすべき森林」・「経営管理の方向性」 ~森林の所有状況から~



- ▶ 持分の過半の所有者が分かるときは柔軟に対応するということでよいか
- 持分の過半の所有者が分からないときの対応に差を付ける(慎重とする)必要があるか
- むしろ、所有者全員が分からないときを優先して対応するべきか
- 反対する所有者が現れたときは優先順位を下げるということでよいか
- 周囲の森林の所有者も分からないときは優先順位を下げるということはあり得るか

持分の過半の有無

■過半判明

• 適用する森林、取り得る経 営管理の内容を柔軟に選択 できるとする

■過半不明

- 災害が発生するなど、人 命・身体・財産への影響が 起こり得るものは柔軟に対 応できるとする
- 権利侵害の程度が低いとされる山村振興・観光目的は 慎重な運用としてはどうか

全員不明

• 左記に留意しつつも、所有 者自らの経営管理が確実に 期待できないことから、**積 極的に対象とするという考 え方も可能としたい**

反対者あり

- <u>災害が起こる緊急性がある</u> 場合等を除き、明確に反対 する者がいる場合について は、対応の優先順位を下げる(対応しないことも可) とすることは可能としたい
- 意思表示しない共有者がいる場合、協力しない共有者がいる場合については、法 16条の特例を使うことを考えるべきか
- ※法16条の確知所有者不同意 森林制度の活用を想定

周囲も不明

- ・<u>災害が起こる緊急性がある</u>場合等を除き、**隣接する森林の所有者がともに不明である場合**は、境界を確認することが困難又は労力を要する等の実務上の課題も踏まえ、優先順位を下げることも可能としたい
- 境界が不明確であっても、 周囲一帯となって経営管理 権を設定し、管理するとい う方向性を打ち出すことが できないか
- その場合、境界の確認や金 銭の算定をどのように行う べきか

追加検討

- 快適な生活環境の維持目的について、どの程度 から権利侵害と言えるか<u>(科学的知見を整理可能か)</u>
- ●保全対象となる人命(人数)や財産(種類)などから 権利侵害の程度(評価)を細分化、順位付けできないか

※詳細の検討は後年度を予定

各論(4) 「経営管理の方向性」の判断材料 ~森林の物的状況から~



- <u>経済性も踏まえて搬出間伐を実施することも可能としつつも、どこまでを許容できるか</u>
- 定性間伐に代えて、列状間伐とすることについて非合理とされる場合はあるか
- どのくらいの期間について管理すること (何回の間伐を実施すること等) <u>を求めるか</u>

搬出間伐

- 林業経営者に再委託し、伐 採木から費用を捻出するこ とも可能であることを前提 としたい
- 形質の悪い木を伐っただけ では間伐の効果が不十分で あれば、価値のある木も伐 採することも可能としたい
- 経費負担を下げるため、積 極的に価値のある木を伐る ことは可能か(どこまで経 済性を優先できるか)
- 地形(急峻、谷沿い)や立 地(道路や住家の上部)等 を考慮し、搬出間伐を選択 することを積極的に考える こととしてはどうか
- 無理に搬出すると**経費が掛 かり増し**になるときは、伐 倒木の片付けを実施し、リ スクを下げることでどうか

定性・列状間伐

- 森林の物的性質を考えると、 伐採方法の選択としては定 性間伐としておけば合理的 であるということを前提と したい
- その上で、列状間伐などの 伐採方法の簡素化も合理的 と言えるケースも多々ある と思われるので、例外的に 列状間伐などが否定される **ケースを**整理することとし てはどうか(体系的に記述 することも困難と想定され ることから、Q&A形式を想 定)

【一例】

- 急傾斜地
- 地すべり地、崩壊地
- 火山灰土壌
- 超過密
- 強度伐採(●伐○残)
- 2回連続の実施等

存続期間

- 存続期間の設定も、通常の 場合(所有者が確知されて いる場合)と同様の扱いと することを前提としたい
- 不明とされた所有者が後で 現れる可能性も少ない中、 市町村による継続的な管理 **にニーズ**があることから、 必要に応じて長期間の設定 を検討することとしてはど うか
- 必要な経営管理を実施すべ きであり、特例を講じるこ とへの不安視から、存続期 間を縮減することや、間伐 等の施業の実施回数を減ら すことはしない方向でどう

追加検討

• 森林の状況に応じて適切な 伐採をすることは前提とし つつも、伐採量(とりわけ **上限量**)について留意すべ き事項はあるか

【一例】

- 管理行為として行うも のであるから、資産価 値(資源の量又は質) は維持される範囲に留 めるべきか
- ② 変更行為とも捉えかね ないが、場合によって は、資産価値(資源の 量や質)の低下を招く ことは許容されるか
 - →許容される場合は具体 的に何が想定されるか

※詳細の検討は後年度を予定



追加検討 • 搬出しない(作業道の作設をしない)方がいい場面は何か

各論⑤ 「経営管理の方向性」の判断材料 ~市町村、市民の考えから~



- ▶ 市町村が取り組みやすいところから進めるという考えは、どこまでが合理的と言えるか
- 住民や事業者の意見を聞き、ニーズに応えることは、どこまでが合理的と言えるか
- 市町村はコストや費用対効果を意識することになるが、どこまでが合理的と言えるか

市町村の考え (取り組みやすい)

- 取り組みやすさという観点 はどこまで組み入れても合 理的と言えるか
- ① 速やかに取組を進められるよう、直ちに所在が **不明な所有者が少ない**
- ② 確知されている共有者の協力が仰げる
- ③ 意向調査を実施中でる など、**市町村が事務で関 与**している
- ※ ①~③に該当しない (又は複数該当しない) 場合は対象としないとすることは不合理か

住民のニーズ

- a. 住民の**安全・安心な生活** を確保するものとして、 市町村がそのニーズを理 解できるもの
- b. 住民に**快適な生活環境**を 提供するものとして、市 町村がそのニーズを理解 できるもの
- c. 住民の**主観的なニーズ**に 過ぎないもの(市町村が 客観的に判断することが 困難な個別具体のケー ス)

事業者のニーズ

- A) 事業者のニーズに基づく が、不明所有者にも明確 なメリットがあるもの (所有者不明森林の資産 価値が向上するもの)
- B) 不明所有者がデメリット は回避できるもの(資産 価値こそ上がらないが、 隣地に迷惑をかけずに済 む等)
- C) 事業者のニーズに基づき、 事業者だけにメリットが あるもの(単に所有者不 明森林を使いたいだけ)



これらの組み合わせも検討

【一例】

- aかつiiiで取り組まないのは不合理
- ②かつcなら取り組んでも合理的
- Bならiで対応すべき 等

市町村の考え(費用対効果)

- ●費用対効果について、どこ まで組み入れても**不合理と 言われないか**
- i. コストが低いからという 理由だけで、切捨間伐や 列状間伐を選択する
- ii. 林業経営ベースで管理を 行うことで、市町村のコスト負担がなくなるとい う考えだけで**林業経営者 への再委託**を選択する
- iii.取り組むべきと認識しつ つも、**コストが嵩むから** という理由で取り組まな いとする
- ※ コストや費用負担について、特例措置であることを特段意識する必要はないとする考えはあり得るか